

幸手市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(幸手市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 幸手市子ども医療費支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 0 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、法人の名称の改正をしたいので、この案を提出するものである。